

## 平成29年6月福島市議会定例会議 除染推進等対策調査特別委員会委員長報告

除染推進等対策調査特別委員会のこれまでの調査活動についてご報告申し上げます。

当特別委員会は、除染事業に関する事項、除染作業により除去された土壌の運搬に関する事項、原子力損害賠償に関する事項の3点を調査事項とし、委員11名の構成により平成27年9月25日に設置され、詳細なる調査を実施いたしました。この間、2度にわたる委員長報告と国に対する意見書2件を提出したところであります。

以下、その結果についてご報告申し上げます。

当特別委員会においては、福島市ふるさと除染実施計画〈第2版〉が平成28年9月に計画期間の終期を迎え、本市の除染事業の大きな転換期であること、また、国が、本市を含む汚染状況重点調査地域の除染を平成28年度中に終了すべきと協議されたことを受け、平成28年6月定例会議において委員長報告を行い、市当局に対して以下3点の提言をいたしたところであります。

1点目は『フォローアップ除染』について、年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下が達成されていることが確認できる場合にはフォローアップ除染を実施しないとする国の方針は、到底受け入れることが出来ない基準であり、フォローアップ除染の実施に必要な事後モニタリングの必要性を含め、国との協議を早急に進めるべきである。

2点目として『道路側溝に長期間堆積している土砂等について』は、放射性物質汚染対処特別措置法の対象外となる長期間堆積している道路側溝の土

砂等の1度目の除去については、除染以外の新たな仕組みを構築し対応することについて早急に検討すべきである。また、一度除染した路線の側溝については、改めてモニタリングを実施し、安全を十分に確認したうえで、市民の清掃活動が実施できる環境にあるか検証するとともに、地域の意向を把握し再開に向けた検討をすべきである。

さらに3点目として『仮置き場について』は、国の中間貯蔵施設の整備状況を注視するとともに、住宅等に現場保管されている除去土壌や道路側溝の土砂等について、一日も早く搬出するため、今後も市民との協働で仮置き場の設置について協議を進めるべきであり、中間貯蔵施設への本格輸送時期が流動的であることから、地域の事情を考慮し、仮置き場の実効性や公益性に鑑み広域的に共有することについて改めて検討すべきである、との提言をいたしたところであります。

また、国に対し、『東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する課題の解決に向けて必要なフォローアップ除染の実施と支援策を講じるよう求める意見書』を提出し、フォローアップ除染については、これまでの除染の目安である空間線量率毎時0.23マイクロシーベルトを実施基準とすること。道路側溝に長期間堆積している土砂等については、横断的な連携協力を行い空間線量率や放射能濃度にかかわらず土砂等の除去が可能となるよう、新たな制度を整備すること。また、仮置き場整備にかかる協議等に安心して取り組めるよう、中間貯蔵施設の用地取得や施設整備を早急に進め、施設整備の見通しを可能な限り明確にしていくこと、の3点について強く要望をいたしたところであります。

これにより道路側溝に長期間堆積している土砂等については、福島再生加速化交付金を利用した支援制度が講じられ、特別措置法の対象外となる側溝

の土砂の1回目の除去について実施可能となったところであります。

この平成28年6月定例会議での委員長報告以降、国が平成28年度をもって除染事業を終了する方針を固めたため、『現場保管されている除去土壌について』、また『様々な事情により未実施となっている住宅等の除染について』の2点を新たに重要課題として位置付け、『フォローアップ除染について』は、改めて国や県の職員を参考人として招致するなど、継続して詳細な調査を実施した結果、平成29年3月定例会議において2回目の委員長報告を行い、市当局に対し以下4点について提言をいたしたところであります。

1点目として、『中間貯蔵施設への搬出について』は、本市の仮置き場から中間貯蔵施設への搬出にあたり、今後も輸送量の増加が見込まれるが、搬出の順序や搬出方法については面的な住宅の除染を進めた地域ごとの順番を公平の原則とし、それを逸脱する場合はその要因について丁寧な説明を行うべきであること。

2点目として、『現場保管されている除去土壌と様々な事情により未実施となっている住宅等の除染について』は、個別事情を十分に把握した上で、市民に寄り添った行政機関として国との協議を円滑に進めるべきであること。

さらに3点目として、『フォローアップ除染の実施について』は、フォローアップ除染の実施に必要な詳細事後モニタリングなどの事前準備を進め、予算措置が見込める平成29年度中に実施できるよう早急に国と協議すべきであり、国の基準によりエリアが選別されることについては、市民の放射線に対する不安を軽減するため、丁寧な広報や説明に努めるべきであること。さらに除染直後のモニタリングにおいて空間線量率毎時0.23マイクロシーベルトを上回る約5,500箇所については、詳細事後モニタリングを早急に実施し、その結果においても空間線量率毎時0.23マイクロシーベルトを上回る箇

所については、国に対し対応を強く求めるべきであるとしたところであり  
ます。

また、4 点目として、『本市の環境回復について』、東京電力福島第一原子  
力発電所事故から本市の豊かな自然及び日常を新たに創造するためには、長  
期的な対応が必要であることから、フォローアップ除染実施の対象外となる  
地区を含め、線量低減化を初めとする東京電力福島第一原子力発電所事故以  
前の環境回復について、国に対し永続的な支援策を講じるよう強く求めるべ  
きであるとした上で、これら4 点の提言内容の実現のためには、本市の除染  
事業が市民お一人お一人のご協力とご理解に支えられ終息に向け歩み続けて  
いることに鑑み、未来に向けて一片の不安も残さず正しい方向性を持って全  
ての事業の終期が迎えられるよう、最後まで放射能に対する課題の解消に努  
めるべきである、との提言をいたしたところであります。

また、国に対し、『線量低減化を初めとする東京電力福島第一原子力発電所  
事故以前の環境回復に向けた永続的な支援策を講じるよう求める意見書』を  
提出し、面的な住宅等の除染終了後もこれまでの除染の目安である空間線量  
率毎時 0.23 マイクロシーベルトを上回る箇所については、より高度な技術を  
確立するなど線量の低減が図れるよう新たな制度を構築すること。中間貯蔵  
施設の用地取得や施設整備を引き続き迅速に進め、除去土壌の早期搬出に努  
めること。さらに、未来を見据えた長期的な視点に立ち、線量低減化を初め  
とする東京電力福島第一原子力発電所事故以前の環境回復に向けた永続的な  
支援策を講じていくことの3 点について強く要望いたしたところであります。

しかしながら、平成 29 年度においても生活圏森林、河川の堤防、樹園地、  
農業用ハウス周り、農業用水路等については継続して除染事業が実施される  
ほか、農業用ため池については福島再生加速化交付金による線量低減化事業

が実施されること。さらに道路等に長期間堆積している土砂等の除去については、発注延長 3,082 キロメートルのうち、これまで道路除染事業として約 1,537 キロメートルを完了したところですが、残りの約 1,550 キロメートルについて、約 890 キロメートルは道路除染事業として、また約 660 キロメートルは道路側溝堆積物撤去・処理支援事業として、道路側溝の堆積物撤去を継続しなければならないこと。国の中間貯蔵施設の整備の遅れにより、今後住宅等に現場保管された除去土壌を搬入するための十分な仮置き場を整備する必要があること。フォローアップ除染についても、詳細事後モニタリングを実施する件数が当初の約 5,500 箇所に加え、さらに追加となる見込みであることなど、当特別委員会が重点事項として調査してきたものを含め、引き続き状況を注視すべき事業が数多く残されており、本市においてはこれまでと同様、市民との協働により誠実かつ着実に事業に取り組む必要があります。

そのようななかで過日、生活圈森林除染における業者による事業費の不正受給問題が発覚し、市民の信頼を大きく損なわせたことは誠に遺憾であり、今後はさらに徹底した管理監督責任を果たしていくことが求められます。

当特別委員会といたしましては、約 2 年に及ぶこれまでの調査に基づき、本市除染事業の現状並びに今後の課題を踏まえ、市当局に対し、以下の 2 点について提言いたします。

1 点目は道路側溝における市民の清掃活動の再開についてであります。

一度道路除染事業もしくは道路側溝堆積物撤去・処理支援事業を実施した路線の側溝については、その状況を改めてモニタリングや可視化するなど、安全性を十分に確認したうえで、東京電力福島第一原子力発電所事故以前に実施していた市民の清掃活動が可能な環境にあるか検証するとともに、地域

の意向を把握し再開に向け自治振興協議会等との協議を進めることに努めるべきであります。

2点目は除染事業における市の管理監督責任についてであります。

除染事業においては管理すべき対象が膨大であることから不正や偽装などが発生しないよう関係機関との連携を強化すべきであります。

また現行の監理員体制を見直すなど、厳正で徹底した事業管理に努めるべきであります。

以上2点について提言を申し上げましたが、これまで本市議会は、平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故以降、いち早く復旧復興対策並びに放射線対策に資するため、平成23年8月12日『東日本大震災復旧復興対策並びに原子力発電所事故対策調査特別委員会』を設置し、平成27年6月まで詳細な調査を実施して参りました。そしてその後も除染事業が継続する中、当特別委員会ではそれらの調査を継承し、新たな課題や将来に向けて解決すべき事項を加え、国の動向や本市の除染事業の進捗状況について機を逸することなく詳細な調査を継続し、全力で取り組んできたところであります。

この間、本市においては、平成23年10月には国内で初めてとなる面的な住宅除染に着手し、以降、市民の皆様の多大なるご協力と市当局のご尽力により、平成29年4月現在92,730件の住宅等の面的除染を完了するなど、市民に最も密接に関わる生活空間の大規模な除染をやり遂げ、放射能に対する事業は徐々に終息に向かい歩み始めております。

当特別委員会は、この委員長報告をもって今回の調査の区切りといたしますが、本市は除染終了後の未来を見据え、将来にわたって健康や暮らしにおける市民の放射能に対する一片の不安もない東京電力福島第一原子力発電所

事故以前の、希望に満ちた本来の福島市の姿を取り戻すよう、市民、市当局、市議会が一体となって最後の最後まで放射能に対する課題の解消と正しい情報発信に努めなければなりません。

最後になりますが、除染推進等対策調査特別委員会の調査に対し、ご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げますとともに、福島市の復興と、未来に向けたさらなる飛躍のため、今後も本市議会は引き続き全力で取り組んでいく決意であることを申し添えまして、特別委員長報告といたします。